

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

法令名	愛媛県立都市公園条例	根拠条項	資料番号	3	担当課	都市整備課
			17	不利益処分の種類	過料(都市公園の損傷等に対する)	
<p>(罰則)</p> <p>第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第3条(前条において準用する場合を含む。)の規定に違反して第3条各号に掲げる行為をした者</p> <p>(2) 第4条第1項又は第3項(前条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して第4条第1項各号に掲げる行為をした者</p> <p>(3) 第11条(前条において準用する場合を含む。)の規定による知事の命令に違反した者</p> <p>(参考)</p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第3条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第2項、法第6条第1項若しくは第3項又は次条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。</p> <p>(2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。</p> <p>(3) 土地の形質を変更すること。</p> <p>(4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。</p> <p>(5) 指定された場所以外の場所でたき火をすること。</p> <p>(6) 立入禁止区域に立ち入ること。</p> <p>(7) 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又はとめおくこと。</p> <p>(8) 都市公園をその目的外に使用すること。</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第4条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(2) 業として写真又は映画を撮影すること。</p> <p>(3) 興行を行うこと。</p> <p>(4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。</p> <p>3 第1項の許可を受けた事項を変更しようとする者は、当該事項を記載した申請書を知事に提出してその許可を受けなければならない。</p>						

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

(監督処分)

第11条 知事は、次の各号の一に該当する者に対して第4条の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例若しくは、この条例に基づく規則の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) 第4条の規定による許可に附した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段により第4条の規定による許可を受けた者

2 知事は、次の各号の一に該当する場合には、第4条の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
- (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じたとき。
- (3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。